

## 平成28年度税額の計算例

市街化区域に180㎡の住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110㎡の住宅(評価額900万円)を平成27年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1)平成28年度固定資産税課税標準額と軽減税額

【土地】負担水準が100%未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$$180万円 + (1,200万円 \times \frac{1}{6} \times 5\%) = 190万円$$

【家屋】評価額(=課税標準額)なので、900万円。表3により、床面積120㎡以下は全額が2分の1の減額措置が適用されます。

軽減税額は  $900万円 \times 1.4\% \times \frac{1}{2} = 6万3,000円$

(2)平成28年度都市計画税課税標準額

【土地】評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、負担水準が100%以上なので表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は  $1,200万円 \times \frac{1}{3} = 400万円$

【家屋】評価額=課税標準額です。

課税標準額は900万円

したがって、年税額は表5のとおりです。

表4

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90%
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100%

表5

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	—
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

## 固定資産価格の縦覧などを行います

### 土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内の他の土地・家屋との価格(評価額)を比較できるように、平成28年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■場所・期間 税務課・4月1日(金)～5月2日(月)(土曜日・日曜日、祝日を除く)

■時間・手数料 午前8時30分～午後5時15分・無料

■縦覧の対象

▽土地の所有者は、土地の所在地、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を、閲覧することができます。

▽家屋の所有者は、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

■必要なもの

▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

▽納税者本人以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

### 固定資産税課税台帳の閲覧

固定資産税課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■場所・期間 税務課・月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■手数料 200円【縦覧期間内(4月1日～5月2日)は無料】

■必要なもの

▽納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

▽納税者本人以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

▽借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

### 審査の申出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3月までの間です。(ただし、平成28年度に新しく登録された価格に限ります。)